

事務連絡

平成30年6月29日

各 保険医療機関等開設者 様

群馬県国民健康保険団体連合会理事長

高額療養費制度の見直しに伴う福祉医療費【連記式】明細書の請求について

平素より、本会の業務運営につきましては御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年8月から実施される高額療養費制度の見直しに伴う福祉医療費【連記式】明細書の請求については、群馬県から正式な通知があり次第連絡する予定ですが、あらかじめその内容について下記のとおりお知らせしますので、9月からの請求について、御留意いただきますようお願いいたします。

記

1 上限額の引き上げ

70歳以上の現役並み所得者については、次のとおり上限額が引き上げられます。

平成30年7月まで

平成30年8月から

区分	外来 (個人ごと)	入院+外来 (世帯ごと)
	現役並み	57,600円
一般	14,000円 (年間上限 14.4万円)	57,600円 <44,400円>
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円



区分	外来 (個人ごと)	入院+外来 (世帯ごと)	特記
	現役並みⅢ	252,600円+(医療費-842,000円) ×1% (多数回140,100円)	
現役並みⅡ	167,400円+(医療費-558,000円) ×1% (多数回93,000円)		イ (多イ)
現役並みⅠ	80,100円+(医療費-267,000円) ×1% (多数回44,400円)		ウ (多ウ)
一般	18,000円 (年間上限 14.4万円)	57,600円 (多数回44,400円)	— (多)
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	Ⅱ
低所得者Ⅰ		15,000円	Ⅰ

2 福祉医療費【連記式】明細書（70歳以上）の請求方法について

(1) 限度額適用認定証の提示がない場合

負担割合3割の者については「現役並みⅠ」の自己負担限度額までを請求してください。

また、多数該当の場合は、連記式明細書の備考欄に「多」と記載してください。

(2) 限度額適用認定証の提示がある場合

限度額適用認定証における所得区分に応じた額までを請求し、連記式明細書の備考欄に所得区分の「ア」～「ウ」、多数該当の場合は「多ア」～「多ウ」を記載してください。

3 福祉医療費【連記式】明細書の光ディスク等を使用した電子請求（電子レセプト請求）について

電子レセプトで請求されている保険医療機関等につきましては、御使用のレセプトコンピュータの業者等と調整をお願いいたします。

インターネット仕様書は、後日、本会ホームページに掲載する予定です。

（以下は印刷された文字のぼかしによる内容です）

区分	未納+個人 (ご家族)	未納 ご個人 (ご)	区分	未納+個人 (ご家族)	未納 ご個人 (ご)	区分
ア	(19000.518-費控額)+19000.523 ×1 (19000.518)		現役並み第Ⅰ			
イ	(187.100円+医療費-287.000円) ×1 (19000.522)		現役並み第Ⅱ			
ウ	(89.100円+医療費-287.000円) ×1 (19000.522)		現役並み第Ⅲ			
エ	19000.52 (19000.52)	19000.52 (19000.52)	第Ⅰ			
オ	19000.52	19000.52	第Ⅱ			
カ	19000.52	19000.52	第Ⅲ			

担当 審査第一課、第二課
電・話 027-290-1338